

都市公園の維持管理業務 ヒアリング資料

平成18年11月14日

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

国営公園の維持管理業務の概要

(1) 国営公園の概要

- ・ イ号公園 一の都府県を越えるような広域の見地から設置するもの（供用中11箇所、未供用1箇所＜広域防災公園＞）
- ・ ロ号公園 国家的記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため、閣議決定を経て設置する国営公園（5箇所）

(2) 維持管理業務に係る委託額

- ・ 95億34百万円（17年度予算）
- ・ うち、(財)公園緑地管理財団への委託額75億91百万円（17年度実績）

(3) 維持管理業務の内容

- ・ 利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的レベルを維持、向上させ、植物等の公園資産を保全、増進させることを目的に行うもの。
- ・ 植物管理、建物・工作物管理、清掃、入園料徴収、巡視・保安警備、利用者指導、利用者安全管理、災害時対応、救急、利用促進のための広報、催し物など、公園の管理運営上一体的密接不可分で多岐にわたる内容を総合的な調整の下で実施する。
- ・ 上記のほか、都市公園法第12条（行為の許可）に係る許可事務の補助業務を実施。

論 点

論点①: 国営公園の維持管理業務について官民競争入札等を実施することの可否

- ✓ イ号公園 19年度より公募手続(企画競争)を導入(供用中の11公園)
- ✓ ロ号公園 引き続き公園緑地管理財団等と随意契約(5公園)
- ✓ 広域防災公園 未供用(イ号公園の一類型、1公園)

論点②: 国営公園において受託者が行うことができる業務内容の拡大の必要性

- ✓ 地方公共団体が設置する都市公園において、指定管理者が行い得る業務(行為の許可等)との整合性

論点①: 国営公園の維持管理業務について官民競争入札等を実施することの可否

(1) イ号公園(広域の見地から設置するもの)について

国土交通省の意見

- 随意契約の見直しにより、契約の透明性・競争性を確保するため、19年度より、公募手続(企画競争)を導入。
- 公園利用上の混乱や国営公園としての利用者サービス・品位の低下を招かないよう、受託者が備えるべき条件を検討して公募を実施。資格要件を満たす応募者があった場合には、企画競争に移行し、技術提案書により、維持管理の質の向上に資する創意工夫の内容等を競争させ受託者を選定。

検討の方向性

- 質及び価格の両面での評価を行う公共サービス改革法(以下「法」という。)に基づく民間競争入札の導入について、期限を設けて検討すべきではないか。
- 民間事業者の創意工夫を十分に発揮させ、よりよい提案を得るため、受託者に対する強力な監督権限等があることを前提に、最低限の入札参加資格の下で法に基づく民間競争入札を実施すべきではないか。

(1) イ号公園(広域の見地から設置するもの)について【続き】

国土交通省の意見

○維持管理業務の要求水準は、その定性的な内容は実施要領に明記しているが、それらを全て数値基準として示すことは現段階において困難である。

このため、まず、単純な価格競争でなく、企画競争を実施。その際、評価基準にはコスト縮減に係る項目を設定。

○国の行政組織の簡素化や効率的な公園管理の実施等の観点から、国自らの組織には管理に係る専任の定員を置かず、代替的措置として、国営公園の維持管理を一括して実施する専門的な機関として(財)公園緑地管理財団が設置され、同財団に維持管理業務を委託。

検討の方向性

○質の向上とともに経費の削減を図るため、法に基づく民間競争入札の実施に障害となっている事由を抽出し、これを可能とする方法について早期に検討すべきではないか。

○公募により受託者が選定されることを踏まえ、受託者が誰であれ、均一な条件の下で適切な管理・監督が行われるよう、例えば、発注者と受託者の業務分担の整理や外部委託の活用等について検討し、早期に体制を整備すべきではないか。

(2) 口号公園(国家的な記念事業等として設置するもの)について

国土交通省の意見

- 引き続き(財)公園緑地管理財団等との随意契約を行う。
- 行幸啓をはじめとした儀典等への対応や国指定の特別史跡等の文化的資産の保存等に関わる業務は、同財団等と関係機関との信頼関係に基づいて行われており、随意契約の見直しに当たっても、口号公園はより慎重な対応が必要である。このため、まず、イ号公園における公募(企画競争)による取り組みを実施する。

検討の方向性

- 口号公園の特性を踏まえ、業務内容の仕分け、入札参加資格の設定方法、受託者に対する要求事項の検討を行い、民間事業者への委託を可能とする方策を検討すべきではないか。

(3) 広域防災公園について

国土交通省の意見

○平成16年度より整備工事に着手。現在、首都圏広域防災の現地対策本部の建築工事に着手したところであり、全面開園は数年後となる見通しである。

検討の方向性

○今後供用される国営公園については、既存の公園における維持管理体制やその経緯にとらわれることなく、質と価格の両面での競争を実現するため、法に基づく民間競争入札の実施を前提に検討すべきではないか。

論点②: 国営公園において受託者が行うことができる業務内容の拡大の必要性

◎ 指定管理者が行使できる権限との整合性

○国営公園においては、一定の行為の禁止や許可(都市公園法第11条及び第12条)は、公園管理者の権限とされている。一方、地方公共団体が設置する都市公園においては、条例に規定を設けることにより、当該権限を指定管理者が行使し得るものである。

国土交通省の意見

○国営公園における「行為の許可」は、その立地や誘致圏、規模条件等から、申請主体や申請内容が多様かつ広範囲にわたり、公平で中立の立場から高度な判断の下で、公権力を行使する必要がある。

検討の方向性

○公園内でイベント等を実施する際に必要となる「行為の許可」については、現在でも受託者が国の職員の補助を行っていることから、統一的な判断基準等についてあらかじめ示すなどの工夫をすれば、民間事業者の受託業務に含めることは十分に可能ではないか。